

【公報種別】商標公報の訂正  
【発行日】令和4年7月8日（2022. 7. 8）  
【登録番号】商標登録第6136288号（T6136288）  
【掲載公報発行日】令和1年5月7日（2019. 5. 7）  
【年通号数】1（2019）-017  
【区分】3、5、35  
【出願番号】商願2018-3295（T2018-3295）  
【訂正要旨】令和4年5月24日（2022. 5. 24）発行の「商標公報の訂正」は取消す。本件「商標公報」は【検索用文字商標（参考文献）】に誤りがあったので下記のとおり訂正する。  
（190）【発行国】日本国特許庁（JP）  
（450）【発行日】令和1年5月7日（2019. 5. 7）  
【公報種別】商標公報  
（111）【登録番号】商標登録第6136288号（T6136288）  
（151）【登録日】平成31年4月5日（2019. 4. 5）  
（540）【登録商標】

## MUNSTAR HAIR

（500）【商品及び役務の区分の数】3  
（511）【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
第3類 育毛料（育毛効果のある頭髪用化粧品）、化粧品、せっけん類  
第5類 育毛促進用薬剤、毛髪用剤、サプリメント  
第35類 育毛料（育毛効果のある頭髪用化粧品）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、化粧品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、せっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、育毛促進用薬剤の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、薬剤（農薬に当たるものを除く。）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供  
【国際分類第11版】  
（210）【出願番号】商願2018-3295（T2018-3295）  
（220）【出願日】平成30年1月12日（2018. 1. 12）  
（732）【商標権者】  
【識別番号】517438365  
【氏名又は名称】アンドビューティジャパン株式会社  
【住所又は居所】東京都港区北青山二丁目9番12号  
（740）【代理人】  
【識別番号】100098578  
【弁理士】  
【氏名又は名称】香原 修也  
（740）【代理人】  
【識別番号】100107353

【弁理士】

【氏名又は名称】藤田 雅彦

(740) 【代理人】

【識別番号】100152157

【弁理士】

【氏名又は名称】古井 かや子

(740) 【代理人】

【識別番号】100186233

【弁理士】

【氏名又は名称】土野 史隆

【法区分】平成23年改正

【審査官】浦辺 淑絵

(561) 【称呼(参考情報)】モンスターヘアー、モンスター

【検索用文字商標(参考情報)】MONSTARHAIR

【類似群コード(参考情報)】

第3類 04A01、04C01

第5類 01B01、32F15

第35類 01B01、04A01、04C01、35K10

(531) 【ウィーン分類(参考情報)】3.6.1;3.6.25;26.3.23;27.5.1.13;27.5.1.15;27.5.1.18;27.5.8;27.5.23.93